

主 文

本件上告を棄却する。

理 由

弁護人上野伊知郎の上告趣意のうち、憲法ハ一条違反をいう点は、原判決に対する論難ではなく、その余は、量刑不当の主張であつて、刑訴法四〇五条の上告理由に当たらない。

よつて、同法四一四条、三八六条一項三号、一八一条一項但書により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和六二年九月七日

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	角	田	禮	次	郎
裁判官	高	島	益		郎
裁判官	大	内	恒		夫
裁判官	佐	藤	哲		郎
裁判官	四	ツ	谷		巖